

山梨県被災児童生徒等私立学校授業料等減免事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災において被災した幼児児童生徒（以下「児童等」という。）の授業料等減免措置を行った私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下「私立学校」という。）の設置者を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とし、私立学校の設置者が授業料の減免を行った場合、それに相当する額の全部又は一部について予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）実施要領（平成27年4月9日文部科学大臣裁定）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、私立学校の設置者が、授業料等の納付が困難となった別表1に該当する児童等（幼保連携型認定こども園に通園する幼児については、子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに限る。以下「被災児童等」という。）に対して行う授業料の減免措置とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、私立学校の設置者が授業料等の納付が困難となった私立学校の被災児童等に対し、授業料等の減免措置を行った場合の当該被災児童等に対する授業料等の減免額であって、次の各号の規定により算定した追加的所要額とする。

- (1) 新たに授業料等の減免措置を受けた被災児童等
当該授業料等の減免額
- (2) 既に授業料等の減免措置を受けている者で、減免額が増加した被災児童等
当該授業料等の減免増加額

(補助額)

第4条 補助額は、前条の補助対象経費について、別表2に定める基準により算出した金額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書

(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 授業料減免事業計画書(第1号様式の1)
- (2) 在学証明書
- (3) 学則
- (4) 保護者からの授業料減免申請書及び関係書類の写(第1号様式の2)
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、規則第5条の規定により、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の変更(補助金の額の変更を伴う場合に限る)、中止又は廃止をしようとする場合においては、事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)をあらかじめ知事に提出して承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第4号様式の1)
- (2) 授業料減免決定通知書(写)
- (3) 授業料減免確認書
- (4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%（補助金等交付規則第17条第3項）の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年10月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、平成28年度の補助対象事業から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 対象となる被災児童等

以下の要件を全て満たす者とする。

- 1 東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電事故による被災地域（以下「原子力災害被災地域」という。）において被災したことに起因して、授業料等の納付が困難となった私立学校の児童等で、新たに授業料等減免の対象となった児童等及び授業料等減免額が増加した児童等とする。
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に定める算定基準額が154,500円未満の世帯であること。
- 3 被災児童等の保護者が「罹災証明書」または「被災証明書」を所有していること。

なお、原子力災害被災地域において被災した者とは、次のいずれかの者をいう。

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

別表2 補助対象経費及び補助額

| 区 分 | 対象 経費 | 補助率 | 控除額 (円) | 補助限度額 (円) | 補助金額 (円) |
|-------------------------------|-----------------|-------|---------------------------------------|--------------|--|
| 幼稚園 | 授業料 の減免 額 | 10/10 | 子育てのための 施設等利用給付 による保育料等 の支給額 | 413,094 | 対象経費に補助 率を乗じた金額 から控除額を控 除した額と、補助 限度額のいずれ か低い方(千円未 満の端数を生じ る場合は切り捨 て)の額 |
| 小学校 | | | | 858,388 | |
| 中学校 | | | | 773,936 | |
| 高等学校 | | | 高等学校等就学 支援金支給額 | 780,460 | |
| 幼保連携型認定こ ども園 | | | 子育てのための 施設等利用給付 による保育料等 の支給額 | 413,094 | |
| 専修学校高等課程 | | | 高等教育の修学 支援新制度によ る授業料等の減 免額 | 780,460 | |
| 専修学校専門課程 及び一般課程並び に各種学校 | | 2/3 | 高等教育の修学 支援新制度によ る授業料等の減 免額 | なし | |